

情報誌の編集に係るアドバイザー業務委託先の公募

次のとおり公募に付します。

なお、本公募に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とするものです。

1 公募に付する事項

(1) 件名

情報誌の編集に係るアドバイザー業務委託

(2) 委託する業務内容

- イ 情報誌「AFCフォーラム」(年8回発行)及び「アグリ・フードサポート」(年2回発行)における企画・編集(デザイン、レイアウト、写真選定、タイトル・リード作成)に関する助言・指導
- ロ 「AFCフォーラム」及び「アグリ・フードサポート」のデジタル化(デジタル技術活用による効果的な情報発信)に向けた助言
- ハ その他情報誌の制作に関する助言・指導

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(予定)

(4) 業務場所

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部(東京都千代田区大手町1丁目9番4号)
または事務所等

(5) 成果物

- イ 本件業務に関し実施状況および実施結果を整理した書面を成果物として提出すること。
- ロ 前イに掲げる成果物は、当月実施分について、翌月10日までに提出し、公庫の検収に合格したときをもって当月の本件業務の完了とする。
- ハ 成果物の納入場所は、株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部情報企画部とする。

2 応募要件

(1) 次に定める実績等を有する者であること。

- イ 雑誌の企画・編集において10年以上の経験を有する等、豊富な経験と優れた実績を有する者
- ロ 農林水産業やその政策に関して専門的な知識やスキルを有する者
- ハ 農林水産業者や農林水産分野の研究者、マスコミ、出版業界との間に人脈を有する者
- ニ 月6回程度、公庫での業務が可能な者(ただし、交通費は支給しない。)

(2) 次の各項に該当しない者であること。

- イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当

する者

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(ト) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(4) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(5) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。

(6) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、令和4年3月16日（水）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び後掲4に示す提出書類を後掲5の申込先に提出する。

4 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

イ 適合証明書※（別添2）

※添付書類がある場合はその書類も提出する。

ロ 誓約書（別添3）

(2) 見積書（様式適宜）

年4回（6月末、9月末、12月末及び3月末）の均等払い総額を税抜で記載すること。

5 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課 担当 土屋 麻里子

電話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1411

別添1

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

氏名

印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年3月3日付けで公告した「情報誌の編集に係るアドバイザー業務委託」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-MAIL)

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿住 所
商号又は名称
氏 名

本件にかかる「参加者の資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	応募者の条件	判断の根拠となる理由
1	雑誌の企画・編集において10年以上の経験を有する等、豊富な経験と優れた実績を有する者	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無 [経歴書を添付すること。]
2	農林水産業やその政策に関して専門的な知識やスキルを有する者	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無 [本人が書いた記事など専門的な知識やスキルを有することがわかる資料を添付すること。] ・添付書類の名称
3	農林水産業者や農林水産分野の研究者、マスコミ、出版業界との間に人脈を有する者	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無 [経歴書を添付すること。]
4	月6回程度、株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部（東京都千代田区大手町1-9-4）での業務が可能な者	[応募者の要件の有無を選択すること。] 有・無

(注)「判断の根拠となる理由」欄において証拠書類等の添付を必要とする場合は添付すること。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「情報誌の編集に係るアドバイザー業務委託」に係る公募（令和4年3月3日付公告）に関し、下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上